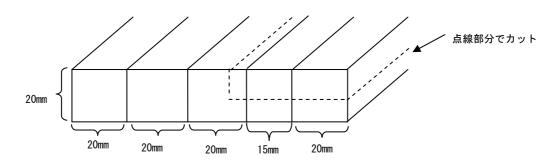
ዹ 貨物概要

幅及び高さ 20 mmの木材 4 枚と幅 15 mm、高さ 20 mmの木材 1 枚を 1 列に継いだもの(長さ方向はすべて 900 mm) を面に沿って切り欠き及び面取り加工した木材。

材質は桐のもので、押入れ棚の後框として用いられる。



→ 分類

関税率表第 4421.99 号-2-(2)(統計番号 4421.99-999) のその他の木製品

→ 分類理由

継いでいる木材のうち、幅及び高さがともに 20 mmの木材を継いだものは、その形状から第 44.12 項の積層木材とは認められません。

また、切り欠き及び面取り加工は、第 44.09 項に定める加工に該当しますが、複数の木材を継いで製造された本品は「木材」ではなく「木製品」と認められますので、第 44.09 項には分類されません。

したがって、木製品として第 44 類の物品で他に該当する項がないことから、上記の とおり分類されます。

^ ^

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況 によります(関税法第4条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と 異なる関税率表適用上の所属(分類)となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、 文書による事前教示をご利用下さい。)